

自然災害に関する「特別警報」が発令された場合の対応

1 基本的な考え方

- (1) 生徒の安全確保を最優先事項とします。
- (2) 十勝中部または北部に特別警報（大雨（浸水害、土砂災害）、大雪、暴風、暴風雪、等）が発令された場合は自宅待機とします。
- (3) 特別警報が発令されていなくとも、お子様の通学時の安全が確保できないと保護者の方が判断された場合は自宅待機とします。その場合は、保護者の方より、その旨連絡をお願いいたします。
- (4) 自宅待機による欠席等については、お子様が不利益を被らないように配慮します。

2 具体的な動き

- (1) 午前6：00の段階で特別警報が発令されている場合は、自宅待機とします。
- (2) 午前9：00段階で特別警報が解除されている場合は、4校時より授業を実施します。
- (3) 午前9：00の段階で特別警報が解除されていない場合は臨時休校とし、生徒は家庭学習をすることとします。
- (4) 自宅待機の場合及び臨時休校の場合は、部活動及び生徒会活動等を禁止します。

3 付随事項

- (1) 自宅待機に関する学校からのご家庭への連絡（文書、電話等）はいたしません。
- (2) 臨時休校に関する学校からご家庭への連絡は、本校ホームページへの掲載及び緊急メールの配信で行います。
- (3) 登校後に臨時休校とする場合は、保護者の方にお迎えを依頼する場合がございます。
- (4) 臨時休校となった場合は、長期休業期間または土曜日に登校日を設けるなどして、その分の授業を補充することがあります。

4 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

5 その他

不明な点がございましたら、お手数ですが学校までお問い合わせ下さい。

北海道上士幌高等学校（教頭） 電話：01564-2-4628